

#### IV 関係各課等との協議結果

##### 1. 小山市関係

部署	指導事項等	対応策
総合政策課 TEL:0285-22-9355 FAX:0285-22-9546	・指導事項等なし	
田園環境都市推進課 TEL:0285-22-9379 FAX:0285-22-9546	・指導事項等無し	
行政総務課 TEL:0285-22-9311 FAX:0285-22-8972	・指導事項等無し	
市民生活安心課 担当:屋代 TEL:0285-22-9283 FAX:0285-22-9897	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故防止対策には十分に配慮してほしい。</li> <li>併せて、付近道路上等において、自転車・原付等の駐輪をさせないよう対策をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故防止対策に十分に配慮します。</li> <li>付近道路上等に自転車・原付等の駐輪をさせないよう対策を行います。</li> </ul>

<p>環境課 担当:伴瀬 TEL:0285-22-9286 FAX:0285-22-9897</p>	<p><b>【環境保全係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店舗新設時に騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要です。</li> <li>室外機の送風機の定格出力が7.5kW以上のものを設置する場合は、騒音規制法に基づく特定施設に該当するため、特定施設設置工事の30日前に届出が必要です。</li> <li>届出概要記載のとおり、荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺の生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めてください。</li> <li>周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応してください。</li> </ul> <p><b>【資源循環推進係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の「もやすしかないごみ」(可燃系廃棄物)については、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し、小山市が許可した収集運搬業者に引き渡すこと。</li> <li>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)の規定に基づき、食品ロスの発生抑制に努めるとともに、食品残渣の再生利用を積極的に推進すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承知しました。</li> <li>該当設備を設置する場合には適切に手続きいたします。</li> <li>荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺の生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めます。</li> <li>周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応します。</li> <li>指定ごみ袋を使用し、小山市が許可した収集運搬業者に引き渡します。</li> <li>食品リサイクル法の規定に基づき、食品ロスの発生抑制に努めるとともに、食品残渣の再生利用を積極的に推進します。</li> </ul>
<p>福祉総務課 TEL:0285-22-9283 FAX:0285-22-9897</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等無し</li> </ul>	
<p>農政課 TEL:0285-22-9254 FAX:0285-22-9256</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等無し</li> </ul>	

治水対策課 TEL:0285-22-9204 FAX:0285-22-9270	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導事項等無し</li> </ul>	
道路課 担当:小藤 TEL:0285-22-9255 FAX:0285-22-9270	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出をし、指示を受けて、直ちに原形復旧に努めること。</li> <li>・道路の清掃は隨時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。</li> <li>・市道が隣接しておりますので、越境することのないよう注意してください。</li> <li>・市道の占用が発生する際は、道路法 32 条の申請の必要があります。</li> <li>・市道を自費で工事する際(乗入れ、舗装等)は、道路法 24 条の申請が必要となります。</li> <li>・開発行為により道路を構築する場合は、都市計画法 32 条に伴う協議が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出をし、指示を受けて、直ちに原形復旧に努めます。</li> <li>・道路の清掃は隨時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮します。</li> <li>・市道が隣接しておりますので、越境することのないよう注意します。</li> <li>・市道の占用が発生する際は、道路法 32 条の申請を行います。</li> <li>・市道を自費で工事する際(乗入れ、舗装等)は、道路法 24 条の申請を行います。</li> <li>・開発行為により道路を構築する場合は、都市計画法 32 条に伴う協議を行います。</li> </ul>
都市計画課 担当:都市政策係 TEL:0285-22-9203 FAX:0285-22-9685 担当:開発指導係 TEL:0285-22-9234 FAX:0285-22-9685	<p><b>【都市政策係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法第 16 条第 1 項に基づく届出 建築面積 1,000 m<sup>2</sup>又は 4 階又は 12m を超える場合は景観法の届出が必要です。 ※B 棟、C 棟、D 棟は届出済み</li> <li>・駐車場法第 12 条に基づく届出 駐車料金を徴収する場合は駐車場第 12 条にもとづく届出が必要です。 ※駐車場第 11 条により、駐車区画線内が 500 m<sup>2</sup>以上の場合は駐車場法施行令の技術的基準を満たす必要があります。</li> <li>・都市再生特別措置法第 108 条第 1 項に基づく届出 店舗面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の商業施設又は店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上であって主に生鮮食料品を扱う場合は誘導施設に該当するため届出が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出に該当する場合は適切に行います。</li> <li>・本計画においては駐車料金の徴収は行わないため、届出には該当しませんが駐車場法第 11 条に基づく技術的基準を満たした計画とします。</li> <li>・B,D 棟のみ鮮食料品を取り扱うため届出済みです。</li> </ul>

	<p>※B棟、C棟は届出済。(R7.11.19受理)</p> <p>【開発指導係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域において、建築行為を目的とした1,000m<sup>2</sup>を超える区画形質の変更が生じた場合は、都市計画法第33条技術基準に適合させ、同法第29条第1項の許可を要します。</li> <li>10,000m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う場合は、小山市宅地開発指導要綱第5条に基づく事前協議を要します。</li> <li>小山市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成規制区域に指定されているため、栃木県都市政策課との協議を要します。</li> <li>屋外広告物を掲出する場合は、栃木県屋外広告物条例に基づく許可を要します。</li> <li>系統用蓄電池を設置する場合は、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当するため、都市計画法第33条技術基準に適合させ、同法第29条第1項の許可を要します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当ありません。</li> <li>開発行為に該当しないことを協議済みです。</li> <li>協議済みです。</li> <li>今後協議いたします。</li> <li>計東葉蓄電池を設置する場合には、都市計画法第33条技術基準に適合させ、同法第29条第1項の届出を行います。</li> </ul>
建築指導課 TEL:0285-22-9233 FAX:0285-22-9685	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等無し</li> </ul>	
消防本部 消防総務課 TEL:0285-39-6653	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等無し</li> </ul>	

教育委員会 こども未来部 こども政策課 TEL:0285-22- 9604 FAX:0285-22- 9650	・指導事項等無し	
教育委員会 こども未来部 青少年支援課 TEL:0285-22- 9671 FAX:0285-22- 9650	・指導事項等無し	
教育委員会 こども未来部 学校支援課 TEL:0285-22- 9671 FAX:0285-22- 9670	・指導事項等無し	
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課 TEL:0285-22- 9665 FAX:0285-22- 9560	・指導事項等無し	
産業観光部 商業観光課 TEL:0285-22- 9275 FAX:0285-22- 9685	・指導事項等無し	

## 2. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
地域振興課 担当:江口 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、小山市都市計画課に確認してください。	・届出不要であることを小山市都市計画課に確認済みです。
県民協働推進課 担当:山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	<ul style="list-style-type: none"> <li>午後11時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)をしていただくようお願いします。</li> <li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。</li> <li>図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>午後11時以降に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励を行います。</li> <li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しません。</li> <li>図書類等を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等を行いません。陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等出来ない旨の掲示を行います。</li> </ul>
環境保全課 担当:篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静音保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合は速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	・周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。
資源循環推進課 担当:角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県では、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を促進するための施策を展開することとしております。</li> <li>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い</li> </ul>	・資源循環推進計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります。

	<p>拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>・栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減を資する取り組みについて、ご協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>・食品ロス削減計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります</p>
<p>交通政策課 担当:湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を検討します。</p>
<p>道路整備課 担当:五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<p>・道路法第十五条(都道府県の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし。</p>	<p>-</p>
<p>道路保全課 担当:森戸 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>・意見なし</p>	<p>-</p>
<p>上下水道課 担当:渡邊 TEL:028-623-2507</p>	<p>・汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市担当課と協議してください</p>	<p>・担当課と協議済です。</p>

<p>都市政策課 担当:山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595</p>	<p>＜景観づくり担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小山市景観計画に基づく行為の届出の要否について、小山市都市計画課と協議してください。(協議先:小山市都市計画課 0285-22-9203)</li> <li>・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、小山市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>＜計画担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は「栗宮新都心第一地区地区計画」の内容に則して立地することが必要になります。詳細については、小山市都市計画課と協議してください。(協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9203)</li> <li>・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、小山市都市計画課と協議してください。(協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9203)</li> <li>・自動車の駐車の用に供する部分の面積が500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、小山市都市計画課(駐車場法担当)に確認してください。(協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9203)</li> <li>・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。(協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9203)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山市都市計画課と協議しB～D棟は提出済みです。他棟についても適切に届出ます。</li> <li>・今後協議いたします。</li> <li>・内容に即した計画として協議済みです。</li> <li>・令和7年11月19日にB,C棟の届出済みです。</li> <li>・当該店舗の駐車場は料金の徴収がないため届出は行いませんが、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準に適合した駐車場とすることを小山市都市計画課に確認しております。</li> <li>・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づくよう努めます。</li> </ul>
--	--	--

	<p>・当該地は栗宮新都心第一土地区画整理事業地内のため、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等を行う場合には、地区画整理法第 76 条の許可が必要となりますので、小山市市街地整備課と協議してください。</p> <p>(協議先: 小山市市街地整備課 0285-22-9386)</p> <p>＜盛土安全推進班＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。(協議先: 栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</li> </ul> <p>＜開発指導担当＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法に基づく開発許可の要否について、小山市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>(協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9234)</p>	<p>・令和 7 年 11 月 5 日に A,C,D 棟 ・令和 7 年 12 月 25 日に B 棟届出済みです。 他棟は今後届出予定です。</p> <p>・不要なことを協議済みです。</p> <p>・開発許可を要しないことを確認しております。</p>
<p>都市整備課 担当: 小栗 TEL: 028-623-2464 FAX: 028-623-2477</p>	<p>意見なし</p>	<p>-</p>
<p>建築指導課 担当: 高山 TEL: 028-623-2863</p>	<p>・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建築リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、小山市都市整備部建築指導課(TEL: 0285-22-9233)と協議願います。</p> <p>なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</p>	<p>・建築基準法 令和 7 年 12 月 11 日に C 棟 (第 ERI-25033248 号) 令和 7 年 12 月 23 日に A 棟 (第 ERI-25033449 号) 確認済証取得済みです。 審査機関: 日本 ERI 株式会社 ※B,D 棟については、今後確認申請手続きとなります。 建設リサイクル法 小山市建築指導課へ届出済 A 棟: 令和 8 年 1 月 19 日 C 棟: 令和 7 年 12 月 24 日 ※B,D 棟については、今後行います。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 令和7年12月23日にA棟 (第004-19-2025-1-2-00105号) 令和7年12月11日にC棟 (第004-19-2025-1-4-00011号) 確認済証取得済みです。 審査機関:日本ERI株式会社 ※B,D棟については、今後確認申請手続きとなります。</li> <li>バリアフリー法 C棟のみ該当し、令和7年11月5日に建築確認の審査と合わせて日本ERI株式会社に適合状況を審査いただいている。</li> <li>栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等 令和7年11月5日 A,C棟 令和7年12月5日 B,D棟 小山市建築指導課へ届出済</li> </ul>
警察本部 交通規制課 担当:金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年11月13日、事前協議終了。</li> <li>今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</li> </ul>
経営支援課 担当:佐山 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘事項等なし</li> </ul>